

県民の暮らしと営みを守る

取り組み 一覧

香川県民の皆さまへ

2021年4月30日現在

給付金

低所得の子育て世帯	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 NEW	児童一人当たり 5万円	低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を支給します。 対象：①児童扶養手当受給者等 ②住民税非課税の子育て世帯等（①以外） ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））	各市町または厚生労働省コールセンター ①児童扶養手当受給者等 ☎ 0120-400-903 ②住民税非課税の子育て世帯等（①以外） ☎ 0120-811-166 ファックス：0120-300-466 （平日 9:00～18:00）
収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給		離職、廃業又は休業等により住居を失った方や住居を失う恐れのある方に対し、就職に向けた活動をする等を条件に、家賃相当額（上限あり）を支給します。 対象：離職・廃業後2年以内／給付等を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらず減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人	各市町の生活困窮者自立相談支援機関の相談窓口 住居確保給付金相談コールセンター ☎ 0120-23-5572 （平日 9:00～17:00）
休業手当がもらえない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	日額上限 1.1万円	事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった方に対して、休業前賃金の8割を支給します。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276 〔月～金 8:30～20:00〕 〔土日祝 8:30～17:15〕

貸し付け

休業・失業等により生活資金でお悩みの方々に生活福祉資金の特例貸付（無利子・保証人不要）	緊急小口資金 主に休業された方向け	貸付上限 20万円以内	据置期間：1年以内 返済期間：2年以内	県社会福祉協議会 各市町社会福祉協議会 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999 （平日 9:00～17:00）
	総合支援資金 主に失業された方等向け	単身世帯 月 15万円 以内 複数世帯 月 20万円 以内	貸付期間：原則3カ月以内※ 据置期間：1年以内 返済期間：10年以内 ※総合支援資金の延長貸付、再貸付については、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。	

猶予

納税が今は厳しい	納税の猶予	地方税を一度に納付できない事情のある方については「徴収の猶予」や「換価の猶予」が適用される場合があります。	県税 県税事務所 滞納整理課・特別整理対策課 ☎ 087-806-0322・0319 （平日 8:30～17:15） 市町税 各市町
国民健康保険料等が払えない	国民健康保険料等の減免・納付の猶予	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などの減免や猶予が適用される場合があります。	各市町
公共料金が払えない	上下水道、電気、ガス等公共料金の支払猶予	上下水道、電気料金、ガス、電話料金などの各種公共料金の支払いの猶予が受けられます。	各事業者まで

香川県ホームページでも情報を掲載しています。 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/>
お住まいの県内市町においても新型コロナウイルス感染症対策を講じています。
それぞれの市町の対策については、お住まいの各市町にお問い合わせください。



新型コロナウイルス感染症に関する健康相談

発熱等の症状のある方は、まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談したうえで、受診してください。どこに相談すればよいか分からない場合は、香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターに連絡をしてください。

香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター
☎ 0570-087-550（専用ナビダイヤル）

聴覚障害などで電話での相談が難しい方は、保健所の感染症相談窓口にファックスでご相談ください。

小豆：0879-62-1384 東 讃：0879-42-5881 中讃：0877-24-8341
西讃：0875-25-6320 高松市：087-839-2879

相談日時：土曜日・日曜日・祝日を含む毎日24時間

新型コロナワクチン接種後の副反応等に関する相談

接種後の副反応に関する事など、市町では対応困難な専門的な相談については、香川県新型コロナワクチン専門相談コールセンターにお問い合わせください。

〔なお、接種が受けられる場所や日時、接種券に関する事などについては、お住まいの市町の相談窓口にお問い合わせください。〕

香川県新型コロナワクチン専門相談コールセンター
☎ 0570-009-550（専用ナビダイヤル）

聴覚障害などで電話での相談が難しい方は、ファックス（052-533-3891）でご相談ください。

相談日時：土曜日・日曜日・祝日を含む毎日9:00～17:00